

計画（素案）からの主な変更点

(注)表中の頁欄には、それぞれ変更後の案の頁数を記載

第2章 現状と課題

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
1 人口の減少と少子化及び子育ての現状	p. 6 本文	同時に、 <u>保育所等の保育現場</u> においては、特別な支援を必要とする子どもへの支援や、保護者の就労を要件としない「子ども誰でも通園制度」の本格実施など、多様な支援ニーズへの適切な対応が求められており、それらに対応できる <u>保育人材の確保、定着と質の向上</u> が求められています。	同時に、 <u>保育現場</u> においては、特別な支援を必要とする子どもへの支援や、保護者の就労を要件としない「子ども誰でも通園制度」の本格実施など、多様な支援ニーズへの適切な対応が求められており、それらに対応できる <u>保育人材の確保・定着と資質や専門性の向上</u> が求められています。	子ども・子育て会議 意見を踏まえ保育所のみを強調しないよう修正等
5 子ども・若者施策の推進に向けた岡山県の取組	p. 38 本文	「岡山いきいき子どもプラン2020」で掲げた「子どもは社会が育てる」との理念の下、 <u>質の高い幼児期の教育・保育</u> の総合的な提供、保育の量的拡大や質の確保とともに、 <u>市町村が行う保育施設整備</u> への支援などに取り組んだ結果、 <u>保育所等の待機児童数は減少</u> してきています。	「岡山いきいき子どもプラン2020」で掲げた「子どもは社会が育てる」との理念の下、 <u>質の高い幼児教育・保育</u> の総合的な提供、保育の量的拡大や質の確保とともに、 <u>市町村等が行う保育施設整備</u> への支援などに取り組んだ結果、 <u>保育の待機児童は減少</u> してきています。	子ども・子育て会議 意見を踏まえ保育所のみを強調しないよう修正等

第3章 計画の概要

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
4 基本目標及び主要指標	p. 44 指標再掲 p. 58	ももっこカード（おかやま子育て応援パスポート）の新規協賛店数 <u>142 店舗(R5)→100 店舗</u>	ももっこカード（おかやま子育て応援パスポート）の新規協賛店数 <u>96 店舗(R3～R5 の平均)→100 店舗</u>	現状値の修正 R5 はアプリ化による特異値で比較の参考とはならなかったため

第4章 計画の内容

II 乳幼児期における教育・保育の充実

項目名	頁	素案	変更後	変更理由																								
2 乳幼児期の教育・保育の充実等	p. 53 本文	<p><u>保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い3歳未満児の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋げます。</u></p>	<p><u>保育人材の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い3歳未満児の受け入れを促進し、待機児童の解消につなげます。</u></p>	子ども・子育て会議意見を踏まえ保育所のみを強調しないよう修正等																								
2 乳幼児期の教育・保育の充実等	p. 54 図表 p. 54 脚注	(4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善 (後略)	<p>(4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善 (中略)</p> <p>○特定教育・保育¹¹ 及び特定地域型保育¹²を行う者の見込数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2025(令和7) 年度</th> <th>2026(令和8) 年度</th> <th>2027(令和9) 年度</th> <th>2028(令和10) 年度</th> <th>2029(令和11) 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭</td> <td>4,190人</td> <td>4,265人</td> <td>4,354人</td> <td>4,433人</td> <td>4,459人</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>5,950人</td> <td>5,881人</td> <td>5,840人</td> <td>5,804人</td> <td>5,782人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭^(※)</td> <td>1,611人</td> <td>1,576人</td> <td>1,529人</td> <td>1,465人</td> <td>1,426人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。</p> <p>¹¹ 特定教育・保育：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設が行う当該確認に係る教育・保育。(認定こども園、幼稚園、保育所)</p> <p>¹² 特定地域型保育：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う当該確認に係る地域型保育事業。(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)</p>	区分	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	2027(令和9) 年度	2028(令和10) 年度	2029(令和11) 年度	保育教諭	4,190人	4,265人	4,354人	4,433人	4,459人	保育士	5,950人	5,881人	5,840人	5,804人	5,782人	幼稚園教諭 ^(※)	1,611人	1,576人	1,529人	1,465人	1,426人	各市町村における審議等に伴う数値の修正等
区分	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	2027(令和9) 年度	2028(令和10) 年度	2029(令和11) 年度																							
保育教諭	4,190人	4,265人	4,354人	4,433人	4,459人																							
保育士	5,950人	5,881人	5,840人	5,804人	5,782人																							
幼稚園教諭 ^(※)	1,611人	1,576人	1,529人	1,465人	1,426人																							
2 乳幼児期の教育・保育の充実等	p. 55 本文 p. 55 図表	○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策 【県計】 (表は省略)	○教育・保育の量の見込みと確保方策の県計(27区域の計) (p. 55表のとおり)	各市町村における審議等に伴う数値の修正等																								

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
2 乳幼児期の教育・保育の充実等	p. 56 本文 p. 56 図表	○県区域ごとの目標設置数等 (表は省略)	○県区域ごとの目標設置数等 (p. 56 表のとおり)	各市町村における審議等に伴う数値の修正
2 乳幼児期の教育・保育の充実等	p. 58 本文	また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象ですが、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、 <u>認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する</u> 必要があることから、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。	また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象ですが、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、 <u>認定こども園、幼稚園又は保育所と緊密かつ円滑に連携する</u> 必要があることから、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。	子ども・子育て会議 意見を踏まえ施設を列記するよう修正
3 地域ぐるみの子育て支援の推進	p. 58 本文	さらに、 <u>地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。</u>	さらに、 <u>認定こども園、幼稚園、保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。</u>	子ども・子育て会議 意見を踏まえ施設を列記するよう修正

III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
2 子ども・若者の社会性向上*	p. 40 項目名 p. 63 項目名 ※変更後の案の項目名を記載	2 子ども・若者の <u>自己形成への支援</u>	2 子ども・若者の <u>社会性向上</u>	子ども・若者の意見聴取 人間関係等の悩みや不安を訴える意見を重点施策に反映したことも踏まえ項目名を修正

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
2 子ども・若者の社会性向上*	p. 63 本文	<p>グローバル化や情報化の進展に伴い、多様な性への理解などの人権感覚や、多様な人々と協働する力の育成が求められています。また、インターネット上のいじめや誹謗中傷、闇バイト等SNSの利用に起因する被害やトラブルも課題となっています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自他の人権を守ろうとする意識や態度、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めていきます。</p>	<p>グローバル化や情報化の進展に伴い、多様な性への理解などの人権感覚や、多様な人々と協働する力の育成が求められています。また、<u>子ども・若者を取り巻く問題は、インターネット上のいじめや誹謗中傷、闇バイト等SNSの利用に起因する被害やトラブルなど、ますます多岐にわたり、複雑さ・困難さを増しています。</u></p> <p>こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自他の人権を守ろうとする意識や態度、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めるとともに、<u>子ども・若者一人ひとりの悩みや不安に応じた適切な支援を行います。</u></p>	<u>子ども・若者の意見聴取</u> 人間関係等の悩みや不安を訴える意見を重点施策に反映し、施策の方向を拡充
2 子ども・若者の社会性向上*	p. 40 項目名 p. 64 本文		<p><u>(2) 子ども・若者一人ひとりの悩みや不安に応じた支援</u></p> <p><u>岡山県青少年総合相談センターにおいて、関係機関と連携しながら、人間関係等の悩みや不安を誰にも相談できずに抱え込んでいる子ども・若者に対し、一人ひとりに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。</u></p>	<u>子ども・若者の意見聴取</u> 人間関係等の悩みや不安を訴える意見を重点施策に反映し、項目を追加

IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
2 子ども虐待防止対策の充実	p. 74 本文	また、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の資格取得を促進し、児童相談所、市町村等の児童福祉に携わる支援者の専門性の向上を図ります。	また、虐待を受けた子ども <u>のトラウマへのケア等、心理的支援の充実が図られるよう専門性を高めるとともに、</u> 新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の資格取得を促進し、児童相談所、市町村等の児童福祉に携わる支援者の専門性の向上を図ります。	青少年問題協議会 意見を踏まえ 心理的支援の充実を含めた内容に修正
5 子どもの貧困対策の推進	p. 81 本文	生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生生活の立ち上げ費用として <u>進学準備給付金</u> を支給するなど、進学時の支援を行います。	生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生生活の立ち上げ費用として <u>進学・就職準備</u> 給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。	法改正の反映 給付金が拡充されたため
5 子どもの貧困対策の推進	p. 83 本文	生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。	生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。 <u>また、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に就職する際は、新生活の立ち上げ費用として、進学・就職準備給付金を支給するなど、就職時の支援を行います。</u>	法改正の反映 給付金が拡充されたため

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制	p. 88 本文	<p>県営住宅の一般住戸への入居に際して、<u>母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯</u>に対する優遇措置を行います。</p> <p>さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めます。</p>	<p>県営住宅の一般住戸への入居に際して、<u>母子・父子世帯などの子育て世帯</u>に対する優遇措置を行います。</p> <p>さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、<u>居住目的で空き家を改修する子育て世帯を対象とした補助制度を設ける</u>とともに、<u>子育て環境に適した民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めます。</u></p>	字句の修正 優遇措置の条件を多子世帯から緩和し、子どものいる世帯に変更したことに伴う修正及び重点施策の内容を追加

VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

項目名	頁	素案	変更後	変更理由
1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映	p. 94 本文	<p>子ども・若者施策に関する審議会・協議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケートの実施など、様々な手法を活用しながら、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会を作ります。</p>	<p>子ども・若者施策に関する審議会・協議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケートの実施など、様々な手法を活用しながら、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、<u>意見の施策への反映について、十分議論します。</u></p>	子ども・若者の意見聴取 子どもの意見を施策に反映させるための措置を追加

○教育、保育の量の見込みと確保方策（図表 p. 54～57）

各市町村における審議等に伴う数値の修正